

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の国土交通省関係政令について所要の規定の整備等を行うものとする。

- 一 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）
- 二 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）
- 三 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）
- 五 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）

（本則第一条から第五条まで関係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

- 二 所要の経過措置を規定するものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則関係)